

平成 30 年 8 月 16 日

アルバイト・派遣・パート非正規等労働組合
代表 内藤 進夫 様

神戸市水道局長
広瀬 朋義

団体交渉の申し入れについて (回答)

平成 30 年 8 月 10 日付けで団体交渉の申し入れを受けましたが、水道局 (神戸市) と一般財団法人神戸市水道サービス公社 (以下「公社」といいます) の嘱託職員との間には雇用契約関係は存在せず、かつ、当該嘱託職員の労働条件等について水道局が公社と同視できる程度に現実的かつ具体的に支配・決定している事実もないことから、水道局は「使用者」(労働組合法第 7 条) には該当しませんので、団体交渉には応じかねます。

雇用上の問題につきましては、使用者である一般財団法人神戸市水道サービス公社と協議していただきますようお願い申し上げます。